

令和7年 月 日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長 横田 昌宏

古賀市国民健康保険税率等に関することについて（答申）

令和6年6月25日付け、6古市国第607号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率等に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 令和7年度の国民健康保険税率について

令和7年度は、国民健康保険事業費納付金等の支出に対し、現行税率では国民健康保険税の税収が不足すると見込まれる。また、令和7年度以降も被保険者数の減少に伴う国民健康保険税の減収や、被保険者1人当たりの国民健康保険事業費納付金（主に後期高齢者支援金分及び介護納付金分）の負担増の傾向が続くと見込まれる。

これらのことを踏まえ、令和7年度の国民健康保険税率については、古賀市国民健康保険財政調整基金の活用を図りながら、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 医療分（基礎課税分）

所得割	8.4%
均等割	23,800円
平等割	26,200円

(2) 後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）

所得割	2.9%
均等割	10,100円
平等割	10,900円

(3) 介護納付金分（介護納付金課税分）

所得割	2.4%
均等割	16,600円

2. 今後の国民健康保険税率のあり方について

今後の国民健康保険税率のあり方については、被保険者への影響等を考慮し、下記のとおりとすることが適当である。

(1) 令和7年度以降の国民健康保険税率改定について

国民健康保険を取り巻く諸情勢や市国保の収支状況は年々変化し、予断を許さない状況であることから、被保険者への影響等を考慮し、今後の税率の激変緩和を図るため、国民健康保険税率改定の必要性について原則2年ごとに検討するものとする。

(2) 賦課割合（応能割と応益割の比率）について

応能割と応益割の比率については、県内保険料率統一の時期（令和8年度に県が示す予定）に向け、被保険者の急激な負担増とならないように、福岡県国民健康保険運営方針において示される比率へ徐々に近づけていくものとする。

(3) 介護納付金分について

「介護納付金分」の算定方式については、令和7年度は2方式（所得割と均等割）のままとし、今後の国民健康保険税率の改定時に、県内保険料率統一に関する方針を踏まえつつ、2方式・3方式について検討するものとする。また、「介護納付金分」は負担する年齢層（40歳～64歳）が限られていることから、特に収支状況を意識して税率を検討する必要がある。

(4) 子ども・子育て支援金分について

子ども・子育て支援金制度創設に伴い、令和8年度から国民健康保険税の3区分（医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）の他に「子ども・子育て支援金分」を新たに課税する必要が生じる。この部分は、令和10年度まで毎年段階的に増加する方針となっていることから、原則、県が示す標準保険税率に沿った税率とすることを前提として、(1)の税率改定と別に毎年度検討を行うものとする。

3. 付帯意見

なお、付帯意見として以下を申し添える。

(1) 今後、突発的な要因等により、国民健康保険財政に大きな影響が生じる見込みとなった場合、国民健康保険税率の改定は、2.(1)「令和7年度以降の国民健康保険税率改定について」に係わらず、弾力的に対応すること。

(2) 1人当たり医療費は、今後も増加傾向が続くと考えられるため、被保険者の健康づくり及び医療費適正化について一層の努力を求める。特に、生活習慣病関連疾患のうち、長期にわたる社会生活の制限や高額な医療費がかかる糖尿病、慢性腎臓病等については、重点的な個別保健指導など、重症化予防に向けた取組を行うこと。